裁　　決

[redacted]

再審査請求人 [redacted]

処分庁 [redacted]市福祉事務所長

再審査請求人（以下「請求人」という。）が平成２７年６月２５日付けで提起した再審査請求（以下「本件再審査請求」という。）につき、次のとおり裁決する。

主　　文

処分庁が、請求人に対し、平成２７年２月５日付け[redacted]第[redacted]号で通知した費用徴収決定を取り消す。

事案の概要

1　処分庁は、平成２３年１月２０日、請求人世帯に対する生活保護法（昭和２５年法律１４４号）に基づく保護を開始した。

2　処分庁は、請求人に対し、請求人が私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「奨励費補助金」という。）及び私立幼稚園園児補助金（以下「園児補助金」という。）の収入申告を怠ったことを理由に、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第７８条の規定により費用徴収決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成２７年２月５日付け[redacted]第[redacted]号（以下「本件通知書」という。）で通知した。

3　請求人は、平成２７年３月２５日付けで、[redacted]市長に対し、本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

4　[redacted]市長は、本件審査請求を棄却する裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、平成２７年５月２５日付け裁決書の謄本を請求人に送達した。

5　請求人は、平成２７年６月２５日付けで、本件再審査請求を提起した。

請求人の主張の要旨

1　請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

奨励費補助金及び園児補助金を収入として認定しない取扱いを求める。

2　請求の理由

減免は恵与金の一形態として見なすことができるので、昭和３６年４月１

日付け厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）第８－３－（３）－エ、昭和３８年４月１日付け社発第２４６号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。）第８－２－（４）及び昭和３８年４月１日付け厚生省社会局保護課長通知（以下「課長通知」という。）第８－問４０により、本件処分は違法又は不当である。

（１）本件裁決において、保育園への就園を指導したとあるが、そのような指導を受けたことは、一度もない。報告せずに幼稚園に就園させていた事実もない。

（２）課長通知第８の問４３において「自立更生を目的として恵与される金銭」について、「自立更生の用途に供すべきものであることが明示されているもの」が該当するとされているところ、本件裁決において、奨励費補助金及び園児補助金の私立の幼稚園に就園を奨励するという目的が自立更生につながる支出目的にならないと判断されている。

（３）本件裁決に「直ちに用途に供されるものにあたらない」とあるが、局長通知第８の２（４）において、「将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、預託されている間、これを収入として認定しないものとする」とある。

（４）生活保護のしおりにおいて、減免されるもののうち、幼稚園の保育料と記載されているが、本件裁決は、二重苦・二重払いになり、生活保護のしおりにある幼稚園の保育料の減免とは、名目だけの減免である。

また、奨励費補助金及び園児補助金も同じく名目だけの補助金である。

理　　由

１　本件処分について

（１）請求人の主張

請求人は、奨励費補助金及び園児補助金を恵与金の一形態として見なすことができるとして、本件補助金を収入として認定した本件処分が、次官通知第８の３（３）エ等に反する旨主張するものと解される。

（２）認定事実

ア　請求人世帯の世帯員である請求人の二男（[redacted]生。以下「二男」という。）は、平成２５年４月、私立幼稚園である[redacted]幼稚園に入園した。

イ　請求人は、前記アのとおり二男が[redacted]幼稚園に就園していることを理由に、平成２６年２月２６日に平成２５年度の奨励費補助金による保育料等の減免として２２６，０００円を、平成２６年３月１１日に平成２５年度の園児補助金として１０，０００円を、それぞれ受給した。

ウ　処分庁は、平成２７年１月１５日、請求人世帯の預金調査を行い、前記イの事実を把握した。

エ　二男は、２６年度末に私立[redacted]幼稚園を卒園した。

オ　[redacted]幼稚園への就園においては、主として次の経費を要する（平成２７年７月現在）。

（ア）入園の経費

入園料：３年保育[redacted]円・２年又は１年保育[redacted]円

制服等購入費：男子[redacted]円程

（イ）毎月の経費

保育料：[redacted]円

施設料：[redacted]円

給食費：[redacted]円（希望者のみ）

ＰＴＡ会費：[redacted]円

通園バス代：[redacted]円（希望者のみ）

（ウ）その他の経費

入園後にお知らせ

（３）法の仕組み

ア　法第４条は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるという保護の補足性を定めている。

また、法第６１条は、被保護者は、収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない旨規定する。

さらに、法第７８条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部または一部を、その者から徴収することができる旨規定する。

イ　生活保護受給中の不定期の収入は、次官通知第８の３（２）によれば、原則として収入認定されるものであり、例外的に収入として認定しないものとして、次官通知第８の３（３）エでは、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」が挙げられている。

この「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」について、局長通知第８の２（４）は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに

限るとし、この「自立更生のための用途に供されるもの」として、課長通知第８の問４０の答（２）オ（ア）は、実施機関が当該保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、幼稚園等での就園にあてられる場合に、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額の限度内で、立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費を挙げている。

また「自立更生を目的として恵与される金銭」について、課長通知第８の問４３は、地方公共団体が予算措置によって被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものが該当するとしている。

ウ [redacted]市では、文部科学省が実施する幼稚園就園奨励費補助事業に基づき、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図り、幼稚園への就園機会の確保を図ることを目的として、同市内に在住する園児の保護者が支払う保育料等を減免する私立幼稚園に、奨励費補助金を交付し、奨励費補助金の交付を受けた私立幼稚園では、その奨励費補助金により、保護者が支払う保育料等を減免（以下「減免措置」という。）している。

奨励費補助金による減免を受けようとする保護者は、幼稚園を通じて[redacted]市長に対し、「保育料等減免措置調書」その他必要書類を提出し、[redacted]市長は、当該保護者について減免の可否及び減免額（保護者の所得額及び園児等の数に応じて決定）を審査の上、当該減免額に応じた奨励費補助金を当該幼稚園に交付し、当該幼稚園は、当該奨励費補助金相当額を当該保護者に支給する等の方法により、減免措置を実施することとなる。

生活保護世帯に対する減免措置は、限度額（年額）が３０８，０００円であるが、当該年度中の入園料と保育料の支払合計額がこの表の額を下回る場合、支払額が減免限度額となり、冷暖房費や教材代、ＰＴＡ会費など、入園料及び保育料以外の経費は、減免措置の対象とはならないとされている。

また、[redacted]市では、奨励費補助金同様、保護者の経済的負担の軽減と幼児教育の振興に資することを目的として、同市内に在住し私立幼稚園に通う園児の保護者に、園児１人当たり原則として年額[redacted]円の園児補助金を交付している。

園児補助金の交付を受けようとする保護者は、幼稚園を通じて[redacted]市長に対し、「委任状・口座振替払申出書」を提出し、[redacted]市長は、交付の可否等を審査の上、当該保護者に対して、園児補助金を交付することと

なる。

（４）あてはめ

前記（３）ウの減免措置及び園児補助金（以下「本件各支給」という。）の目的及び仕組みに鑑みると、本件各支給は、園児の保護者の経済的負担の軽減という自立更生に資する目的で、地方自治体の予算措置によって、園児の保護者に間接又は直接に支給される金銭であると言えるから、前記（３）イの次官通知第８の３（３）エ及び課長通知第８の問４３にいう「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当すると解される。

そして、前記（３）ウ第３段から、減免措置の対象が、当該年度の３月中までに園児の保護者が負担した入園料及び保育料の支払合計額相当であること及び前記（２）エの事情を鑑みると、前記（２）イで請求人が受給した減免措置２２６，０００円は、平成２５年度において二男の[redacted]幼稚園就園に要した入園料及び保育料に充てられたものと考えるのが合理的である。

また、前記（２）オのとおり、[redacted]幼稚園への就園には、入園料及び保育料のほか、施設料等の諸経費を要すると認められるから、前記（２）イで請求人に支給された園児補助金[redacted]円は、入園料及び保育料のほかに、平成２５年度における二男の[redacted]幼稚園就園に必要な経費に充てられるべき最小限度の額と言ってよい。

したがって、前記（２）イで請求人に支給された本件各支給は、前記（３）イの課長通知第８の問４０の答（２）オ（ア）にいう「幼稚園等での就園にあてられる場合に、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額」に当たると解される。

そして、一般に、幼児を幼稚園に就園させることは、被保護世帯に属する稼働能力を有する者の就職に資するといえること、本件各支給には、上記のとおり、園児の保護者の経済的負担を軽減させる目的があることに鑑みれば、二男を幼稚園に就園させ、本件各支給を保育料等に充てることは、請求人世帯の自立更生計画の遂行に資すると言える。

そうすると、本件各支給は、前記（３）イの局長通知第８の２（４）にいう「生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるもの」に当たるから、前記（３）イの次官通知第８の３（３）エにいう「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」に当たると解される。

以上によれば、前記（２）イで請求人が受給した本件各支給は、前記（３）イの次官通知第８の３（３）において収入として認定しないものとされている「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」に当たるといえ、処分庁が、こ

れを収入として認定して行った本件処分は違法であるから、取消しを免れない。

2　結論

以上のとおり、請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６６号）第５６条が準用する第４０条第３項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成２７年８月２１日

千葉県知事　　鈴　木　　栄　治